

検 査 (傷病別一覧)

	対象傷病	実施回数	検査内容
1	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症	1年に1回程度実施	①全身状態の検査 ②自覚症状の検査 ③精神、神経症状の一般的検査
		上記検査の結果、医師が必要と認めるとき	①尿中の蛋白、糖及びウロビリノーゲンの検査 ②赤血球沈降速度及び白血球数の検査 ③視野検査 ④脳波検査 ⑤心電図検査 ⑥胸部エックス線写真による検査 ⑦CT、MRI
2	せき髄損傷	必要に応じて実施	①尿検査
		1年に1回程度実施	②腎機能検査 ③血液一般・生化学検査 ④膀胱機能検査 ⑤腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査
		1年に1回程度、特に必要と認められる場合に実施	⑥損傷せき椎及び麻痺域関節のエックス線検査、CT及びMRI
3	頭頸部外傷症候群等	1年に1回程度実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③視機能検査（眼底検査等も含む。） ④前庭平衡機能検査 ⑤頭頸部、四肢（上肢又は下肢）、腰部又は胸部のエックス線検査 ⑥頭部コンピューター断層撮影（CT、MRI） （脳の器質的損傷を残している者に限る。） ⑦脳波検査 ⑧心理検査
		上記のほか、せき髄型の減圧症の障害者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者が必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの検査に基づき実施	

	対象傷病	実施回数	検査内容
4	尿路系障害	必要に応じて実施	①尿検査（尿培養検査を含む。）
		1年に2回程度実施	②血液一般・生化学検査
		1年に1回程度実施	③エックス線検査 ④腹部超音波検査 ⑤CT検査（代用膀胱造設者のみ実施）
5	慢性肝炎	必要に応じて実施	①血液生化学検査
		6カ月に1回程度実施	②血液一般検査 ③腹部超音波検査
		特に必要と認められる場合に実施	④B型肝炎ウイルス感染マーカー ⑤HCV抗体 ⑥HCV-RNA同定（定性）検査 ⑦AFP ⑧PIVKA-II ⑨プロトロンビン時間検査 ⑩CT検査
6	白内障等の眼疾患	必要に応じて実施	①矯正視力検査 ②屈折検査 ③細隙燈顕微鏡検査 ④前房隅角検査 ⑤精密眼圧測定 ⑥精密眼底検査 ⑦量的視野検査
7	振動障害	1年に1回程度実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③末梢循環機能検査 （ア）常温下皮膚温・爪圧迫検査 （イ）冷水負荷皮膚温・爪圧迫検査 ④末梢神経機能検査 （ア）常温下痛覚・振動覚検査 （イ）冷水負荷痛覚・振動覚検査 （ウ）神経伝導速度検査（ただし、遅発性尺骨神経麻痺の場合にのみ行う。） ⑤末梢運動機能検査（握力の検査）
		2年に1回程度実施	手関節及び肘関節のエックス線検査

	対象傷病	実施回数	検査内容
8	大腿骨頸部骨折 及び股関節脱臼 ・脱臼骨折	必要に応じて実施	①血液一般・生化学検査 ②エックス線検査
		特に必要と認められる場合に実施	③シンチグラム検査、コンピューター断層撮影 (CT、MRI)
9	人工関節・人工 骨頭置換	必要に応じて実施	①血液一般・生化学検査 ②エックス線検査
		特に必要と認められる場合に実施	③シンチグラム検査
10	慢性化膿性骨髄 炎	必要に応じて実施	①血液一般・生化学検査
		3～6カ月に1回程度実施	②エックス線検査
		特に必要と認められる場合に実施	③細菌検査 ④シンチグラム検査、CT、MRI
11	虚血性心疾患等		
	虚血性心疾患に り患した者	必要に応じて実施	①血液一般・生化学検査 ②胸部エックス線検査 ③心電図検査（安静時及び負荷検査）④尿検査
		特に必要と認められる場合に実施	⑤ホルター心電図検査 ⑥心臓超音波検査 ⑦心臓核医学検査
	ペースメーカー・ 除細動器を植え 込んだ者	1～6カ月に1回程度実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③心電図検査（安静時及び負荷検査）
		6カ月に1回程度実施	④胸部エックス線検査
		1年に1回程度実施	⑤ホルター心電図検査
		特に必要と認められる場合に実施	⑥心臓超音波検査 ⑦心臓核医学検査

	対象傷病	実施回数	検査内容
12	尿路系腫瘍	必要に応じて実施	①尿検査 ②尿細胞診
		3～6カ月に1回程度実施	③内視鏡検査 ④超音波検査 ⑤腎盂造影検査 ⑥CT
13	脳血管疾患	1年に1回程度実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③視機能検査（眼底検査も含む。） ④前庭平衡機能検査 ⑤頭部のエックス線写真検査 ⑥脳波検査 ⑦心理検査
14	有機溶剤中毒等	1年に1回程度、特に必要と認められる場合に実施	⑧CT、MRI
			上記のほか、脳の器質的損傷による四肢麻痺等のために必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの検査に基づき実施
15	外傷による末梢神経損傷	1カ月に1回程度実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査
		1年に2回程度、特に必要と認められる場合に実施	①エックス線検査 ②骨シンチグラフィ
16	熱傷	1年に1回程度、特に必要と認められる場合に実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査
17	サリン中毒	1年に2回程度実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③視機能検査（眼底検査も含む。） ④末梢神経機能検査（神経伝達速度検査） ⑤心電図検査 ⑥筋電図検査 ⑦脳波検査 ⑧心理検査

	対象傷病	実施回数	検査内容
18	精神障害	1年に2回程度実施	①心理検査 ②脳波検査、CT、MRI ③向精神薬を使用している場合は、血液一般・生化学検査
19	循環器障害	1～6カ月に1回程度実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査
		3～6カ月に1回程度実施	③心電図検査（安静時及び負荷検査） ④エックス線検査 ⑤心音図検査（人工弁に置換した者に限る。）
		1年に1回程度実施	⑥心臓超音波検査（人工弁又は人工血管に置換した者に限る。） ⑦脈波図検査（人工血管に置換した者に限る。）
		特に必要と認められる場合に実施	⑧CT、MRI（人工血管に置換した者に限る。）
20	呼吸機能障害	1年に2回程度実施	①血液一般・炎症反応（CRPを含む）・生化学検査 ②喀痰細菌検査 ③スパイログラフィー検査 ④胸部エックス線検査
		1年に2～4回程度実施	⑤血液ガス分析
		1年に1回程度実施	⑥胸部CT検査
21	消化器障害	3カ月に1回程度実施	①血液一般・生化学検査 ②尿検査
		特に必要と認められる場合に実施	③腹部超音波検査 ④消化器内視鏡検査（ERCPを含む。） ⑤腹部エックス線検査 ⑥腹部CT検査